

社会福祉法人やまゆり会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり会(以下「当法人」という)定款第9条および第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

(費用負担)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、その費用は当法人が負担する。前払いを必要とする費用については前もって支払う。

2 役員等が理事会或いは評議員会に出席した場合、交通費を旅費規程に基づき、実費相当額を支払うことができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の承認を経て行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。